

特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋

役員報酬規程

第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋 定款第3章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条（報酬）

1. 役員の数全体の3分の1以下の範囲以内で報酬を支払うことができる。
2. 報酬の額は、総会の議決で定める。
3. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
4. 役員に就任した月から報酬を支払うことができる。
5. 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。
6. 報酬に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第3条（報酬の支払日）

役員報酬の支払いは毎月一定の定まった日とする。

第4条（報酬の支払い）

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払う、また指定の銀行口座に振り込むものとする。ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。